

株式会社北越ケーズ 行動計画

会社は、従業員が仕事と子育てを両立しながら、その能力を十分に発揮できるような雇用環境の整備を行うとともに、次世代育成支援について次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日

2. 内容

目標 1 : 計画期間内に、男性社員の育児休業の取得率を次の水準以上にする。
取得率を 30%以上にする

<対策>

- ・令和 6 年 4 月～ 社内インフラを利用し育児休業制度の再周知を図る
- ・令和 6 年 4 月～ 対象者を把握した場合に、個別に制度の周知を図る
- ・令和 6 年 4 月～ 会議等で時間を設け、店長・管理職に対する育児休業の周知を図る

目標 2 : 有給休暇未付与の者を除く全社員の年次有給休暇の取得日数を 1 人当たり平均年間 9 日以上とする。

<対策>

- ・令和 6 年 4 月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- ・令和 6 年 4 月～ 会議等で時間を設け、店長・管理職に対する有給休暇取得の啓蒙を図る
- ・令和 7 年 4 月～ 取得状況を各所属長へ案内し、自部署の取得状況を確認させ、取得促進を図る